

2008年度2月定例議会 予算特別委員会が2月25日から始まりました。

各部局書面審査での日本共産党の質問と答弁大要、他会派委員の質問項目を紹介します。

2008年度予算特別委員会 総務部書面審査 2008年2月25日

山内よし子(日本共産党、京都市南区)

国の単価を下回る私学助成 ただちに改善せよ

【山内】先ず私学助成について伺う。高校への私学助成、経常費助成だが私立高校の生徒一人当たりの本府の単価は 293600 円で計算されていると事前に伺った。20 年度の国の単価は、いくらになっているのかお答えいただきたい。

【文教課長】平成 20 年度の国の単価は、国庫補助金と地方交付税措置を合わせて 29 万 5125 円となっている。

【山内】国の単価を下回っている。国の単価は、与野党あわせて150人の国会議員が、私学助成充実の請願の紹介議員になるなど、非常に大きな運動の中でやっと勝ち取った、去年と比べて1500円ほどアップしていると思うが、そういう点で本府も昨年度と比べてアップしたとはいえ、国の基準より低いというのは是正をしなければならないと思うし、増額しないといけないと思うがいかがか。

【文教課長】私学助成の経常費の単価については、平成 11 年の当初の財政再建の計画を作った時に、京都府の財政が厳しい時に見直すべきものは見直していくということで、当時私学団体のご理解も得て、国の単価の一年遅れで措置をさせていただくということで、従来補正予算で対応していたものを翌年度に半年だけずらして執行させていただくということで、議会のご理解も得て対応している。

【山内】全国的に見ても私学への補助金、経常費プラスその他の助成、授業料の直接助成などを合わせるとかなり手厚い補助を布いている。本府が低い点は問題だと思う。特に国の単価より低いという点は早急に引き上げる必要があると思う。京都の私立の学校に通う父母の負担は全国的に見ても非常に高くなっている。全日制だけでいうと、大阪についで京都は二番目に高い。全国平均と比べると 158%となっていて、父母負担の軽減という点で経常費の国の単価、国基準を上回るべきだと考えますし、それ以外の授業料に対する直接補助も単価を引き上げて就学保障、教育の機会均等を図るべきと考えるがいかがですか。

【文教課長】私学助成の一人当たりだが、19年度当初予算ベースで33万2000円あまりになっていて、これは私どもの調査では全国で14番目ということで、平均よりも高い単価で支援させていただいている。納付金の負担に対する支援だが、私どもは私学助成は教育に対する支援、それから学校への経営改革の支援、もう一つの大きな柱としての就学支援という三つの柱で支援をさせていただいている。学費軽減補助にあわせて就学支援事業貸付金、それから減免補助の三つ、トータルを相対的に使っていただくということで、他府県、全国的に比べれば確かに納付金は高い部類に入るが、全体の納付金の額をカバーできる水準で支援させていただいている。今後とも充実させていきたい。

【山内】全国の 47 の都道府県すべてで経常費助成以外に補助制度を持っていて、授業料の全額免除という制度を持っている自治体も秋田、長野、宮城、岡山、香川、徳島、広島、千葉と広がっている。そういう点では本府の補助制度は非常に貧弱だといわざるを得ない。ぜひがんばって充実をしていただきたい。

府外に通う私立高校生への補助廃止は撤回せよ

【山内】もう一点、来年度から京都府外の私立高校に通う府民の子弟に対し、これまで一人年間 48000 円出 されていた助成を 20 年度の入学生から打ち切る、三年間で廃止してしまうということだが、絶対に許せない問題だと思う。そもそもこの制度の目的はなんだったのか、公私間格差を是正して保護者の経済的負担を軽減する問題とか、教育の機会均等を図るということで直接助成を行ってきたと思うがいかがですか。

【文教課長】私学助成の考え方だが、私どもとしては私学教育の振興と学校の経営の側面支援という両方の観点から実施するのが基本だと考えている。そういった意味で府が認可した、つまり指導権限を有する学校に対する支援というのが基本であろうかと思う。ただ、この府外の学費軽減補助においては、従来それぞれの近畿府県、通学の範囲以内の各都道府県が協力をして、お互いにともに支援していこうと近畿各府県が申し合わせた形で支援をしていた。ところが子供が減る中で、各府県とも課題として私学の経営が生徒の減少、確保が出来ないということで非常に厳しくなってきている。そういう中で先ず大阪府が廃止、滋賀県も廃止された。京都府から府外に通う生徒の今は三分の二がこの両府県で占めている。そういうことで制度の基本が崩れてきており、そういうことに加えて京都府内の私学、41校あるがいずれも経営が厳しく、生き残りをかけた懸命の努力をされている。私学団体からの声もお聞きして、やはり先ずは京都府内の私立高校の抱える緊急課題に重点支援していきたいということで、今回見直しをさせていただいた。

【山内】この授業料の直接助成の目的は、経営支援ではなくて保護者の学費負担を軽減し教育の機会均等を 図る、公私間格差を是正することではないのですか。いま目的を聞いたら違うでしょう。目的は違いますよ。

【文教課長】公私間格差の是正というのは、最終的にそういうこともあるがやはり私学助成ということで、 学校への支援を通じて修学を支援していくということなのでご理解願いたい。

【山内】本府の事務事業評価を見ても、私が言った公私間格差の是正、それから教育の機会均等、保護者の 負担軽減等が目的としてこれまでやってきたんだということがきちんとうたわれている。経営支援じゃない でしょう、この 48000 円の直接助成は。違うんですか。

【文教課長】失礼しました。経営支援とストレートに言っているわけではございません。私学の教育振興を図るために、側面的に学校の経営というものをまずしっかりと運営していただく、という意味のことでございます。

【山内】おかしいですよ。これは父母負担の軽減、それから公私間格差の是正なんです。公私間格差の是正ができたのだったら、父母負担の軽減ができたのだったら見直すということがあるのかもしれません。けれども、そういうところを何も考えずにただ財政的な一面から考えて、財政のことだとか相互に支援することが崩れたからと、本府の子弟に対しても補助しないなんて理由になりませんよ。同じ府民の子弟なのに、府内の学校に通う子供には支援をして、府外に行く子供には支援をしないのはまったく理由にならないですよ。どうなんですか。

【総務部長】私どもも、お金がいくらでもあればこれはもっともっと手厚くいろんな事をしたい思いはある。 限られた財源をどう福祉も含めて配分していくのかという観点から、私どもは団体にもご相談し、この際こ ういうことをさせていただいている。すぐ生徒一人当たりと出されますが、それも大切な指標と思いますが、 ご存知のとおり、京都は非常に私学生が多い、その中で財政規模でいえば全国15、6位。その中で私ども は精一杯のことをさせていただいている、ということでございますので、そういう全体の中でご評価、ご論 議をいただければありがたいと思っている。

【山内】団体のお話を伺ったということだけれども、保護者や生徒の声を聞いたのか、そこの調査はしたのか。府外の私立高校に通っておられる方の声を聞きましたが、その中身は、「京都府内の私立の高校で受け入れてくれるところがどこもなくて、やむなく府外に行っているんだ」と、「この 48000 円があって本当に助かっているんだ」という方もたくさんおられる。この 4万 8000 円が切られるとどんな影響があるか調査されたのか。声も聞かれたのか。

【文教課長】本会議の答弁でもご説明があったと思いますが、事業仕分けの中で外部委員さんから、縷々ご 説明した近畿府県とのバランスが崩れてきている、とのご指摘も受けた。「検討せよ」との宿題もいただいて 私どもも各近畿府県の担当、府内の中学校のほうに、廃止も含めた検討ということで意見を聞いた上で今回の取り扱いにさせていただいた。また、府内の私学にどうしてもいけないということでの指摘をいただいたが、私どものその点の分析として、たとえば19年度の府内に私学の募集定員8517人に対して、入学者は7000人あまり、1500名弱が充足していない。ですから、まだまだ京都の私学のほうに行っていただくキャパがあろうかと分析もした結果でもある。

【山内】一人一人の状況をぜんぜん把握されていないと思います。府外の私立高校に通う家庭の状況を早急に調査をしていただきたい。この予算、来年度から廃止するということはぜひ撤回していただきたい。要望をしておきます。

府立大学の施設整備を急げ

【山内】公立大学法人問題について一点聞いておきたい。昨年の決算委員会で、わが党の加味根議員が質問したが、(府大の)食堂を広くしてほしいことやトイレが未だに男女別になっていないところがあるという問題で、大学の事務局長は「計画的に行う」と答弁されたが、今回の予算で可能なのか伺う。

【府大事務局長】府立大学の施設整備、特に老朽化等については、決算特別委員会でも答弁させていただいたように、全学の状況を見ながら、学内の意見も聞かせていただきながら計画的にやらせていただきたいと思っている。今回の交付金のなかで運用枠は広がると思うが、全体の状況を見ながら計画的にやらせていただきたい。

【山内】ぜひ京都府のほうも積極的に支援していただきたい。

新井 進(日本共産党、京都市北区)

財政運営 三位一体改革で「自由度」が減らされたのではないか

【新井】財政運営そのものですが、税収が増えても地方交付税が大幅に減らされるということで、大変苦労して予算編成されていると思うのですが、これまで知事は、「三位一体改革で自由度が増すんだ」とずっと議会答弁されてきた。今年の全国知事会の「20年度地方交付税に関する主張」の中で、こういう一文があります。「三位一体改革により5兆1千億円もの交付税の削減がされ、「政策的経費に使える一般財源」の逼迫につながっている」と。言ってみれば、「三位一体改革で自由度が奪われた」と言っているのに等しい文章だと思うのですが、その点で言いますと「三位一体改革で自由度が増す」と言ってこられたこととの関係で、現状はどう認識されているのか、その点をまずお聞かせ願いたい。

もう一点は、知事会なども含めて「地方交付税の復元、充実を図る」ことに力を合わせていこうということですが、その中で義務的経費にかかる基準財政需要額算入と決算での乖離が大きいということがあげられています。難病対策や生活保護費や警察官の給与や教員の給与、公債費があげられているのですが、これら全体で3兆5千億円、決算との乖離額ですね、財政需要額と決算との乖離額がそれだけあるとなっています。これが京都府の場合どれぐらいになるのか。あわせて今の項目別に中身がわかれば教えていただきたい。

【総務部長】三位一体改革の基本的な認識ですが、確かに私どもとしても非常に不十分といいますか、交付税が大幅に減らされていると。もちろんこの数年間税収が伸びてきたという一面もございますが、平成 15 年度を基準にして 2 0 年度の交付税と財政対策債を含めて 5 兆 7 千億ぐらい減っていると思っている。そういう非常に不十分な一面はあるが、長いスパンで見ると 3 兆円というこれだけ大きな制度としての財源移譲がされたのは戦後初めてだと思っている。そういう意味で、私どもが地方分権を進めてきたこの力というものも過小評価すべきではない、今は過程にあるというように思っている。決算乖離の関係は、ずっとたたかれてきたのは、地財計画に比べて実際は少ないとか財務省からたたかれてきた。結局は我々はそれを福祉とかそういうものに回してきた。ところが単独事業は決算乖離がなくなってきた。交付税の中の一般行政経費は非常にはかり難い経理であり、これの実態をどういうふうに把握して要求していくのか、大きな課題であり検討している。ただ、あまり個別に全部これという形で出していって、それしか財務省が認めないとなると、それこそ地方を縛ってしまうということにもなる。そのあたりは、私どもが本当の意味で自由度を

増すように要求していかなければならないと思っている。

【財政課長】決算乖離の京都府の影響高だが、いま手元にない。決算乖離については、地方財政計画の中で一般行政経費を増やしてもらう必要があるわけだが、骨太の方針、閣議決定された文書のなかで、一般財政経費地方分については基本的には増やさないという方針が出ている。したがって決算乖離の問題については現存するが、国のほうが骨太の方針の関係もあり増やしていただけない。その中で、知事会としては、そういったものの見直しを含めて厳しく国に求めていかなければいけないんじゃないか、という中でいわれた積算の資料なども出している。

【新井】三位一体改革については、今もあったように、もともとは「骨太方針」の段階で三位一体改革が出された。われわれはそのときも指摘したが、財政改革という名のもとで地方の財政を切り捨てていくということがこの中心問題なんだ、ということを指摘してきた。実際はこのとおり進んでしまったわけで、今地方六団体や知事会などが要求しているように、地方交付税が本来の主旨である地方自治を保障するための財源保障機能であり調整機能、これをしっかり取り戻すということが大事だと思う。ぜひ今後の努力をお願いしたい。決算との乖離だが、3兆5千億円と知事会は出したが、そのうちの公債費分が2兆5千億円に上っている。われわれは、これまで、「有利な起債」があったときに、「有利な起債で交付税措置がされるんだ」といっても、「総枠が減らされていけば保証の限りではない」と盛んに言ってきた時期がある。10年近く前の時期に。そういう点で言いますと、この問題について考えた時に「国が後で交付税措置をしてくれる」というのは保障されていると見るのか、その点を聞かせてほしい。

【財政課長】公債費の決算乖離の問題は、明示的に交付税の基準財政需要額に入っていない部分をとらまえて知事会が主張している。したがって、今までわれわれが主張してきた「有利な起債」というのは、中身は公債費のすべてを交付税で見るということではなく、大体半分ぐらいだとか、ものによって変わるのだがその分については交付税で見ていただくということには変わりない。ただ、そうじゃない部分の公債費の乖離が大きいじゃないのか、その点が論点になっている。

【新井】時間がないので抽象論をやっていても仕方がないが、乖離分の資料については後で資料をいただきたい。もう一点は三位一体改革にしても、有利な起債にしても、今までの経過を見ていくと地方が地方の財源を確保していくという点で、国との間の相当の綱引きの状態になっている。さっきもあった様に財務省の側の言い分もあるわけですから、地方自治体の地方自治を拡充していくという根本は交付税をどう確保するかということのあると思うので、この点をぜひご努力していただきたい。

公益認定等審議会条例について

【新井】次の質問に移る。16号議案の「公益認定等審議会条例制定の件」についてだが、これは法改定がされたわけだが、ひとつは、一定の要件を満たしておれば、主務官庁の許可なしに登記だけで一般の社団、財団法人の登記ができる。これは簡単にできるようになって良いかのように見えるのだが、少し心配するのは、いわゆる社団法人、財団法人を名乗って社会的な犯罪組織、暴力団などが財団法人を名乗って出資を集めるとか経済活動をやるとか、ということができるようになってくるわけで、この点についての歯止め策というのはどうなのかということが一つ。

もう一点は、今回の条例の審議会に入っているわけですが、京都府の場合523の公益法人があると聞いているが、このほか国が許可した法人で活動範囲が京都に限定される50~100ぐらい、あわせて600前後の法人だろう。これを一般の法人と公益法人に分けていくときに、公益法人として適切かどうかの判定を行う審議会が今回の提案だと理解をしているのだが、そのときに公益性の判断の基準ですね、これについは全国の統一性が求められると思うのだが、その担保がされているのかということと、その反対に府県ごとに審議会をつくるとなると、逆に府県ごとの特色が反映されるようになるということになるのかどうか。この点を聞きたい。

【総務調整課長】今回の公益法人改正の件ですが、いま話のあったように二階建ての制度になりまして、一階部分は一般社団法人、財団法人として登記のみで設立できるという制度になっている。二階の部分が公益認定審議会等の諮問を受け、公益認定の判断を受けたものが公益社団法人、公益財団法人となるという制度。一般社団法人、一般財団法人の制度については、これまでから主務官庁の許可主義ということで、法人の設

立と公益性の判断とが一体化していたという部分を今回の制度では分離し、法人が設置しやすくなるという制度を目指したもの。一般財団法人については、基本的には主務官庁の監督を受けないという制度であり、法人の目的に沿って自由な活動をしていただく。そもそもの趣旨は、民間が担う公益をわが国社会経済支出の中で・・・

【新井】制度設計はわかっているのだから、(説明は)よい。

【総務調整課長】そういった活動については情報公開等を通じて社会的な監視を受けると思っている。公益 社団法人、公益財団法人についての審議会の審査基準については、今回の認定については行政の外部の合議 制の機関において審議され、示されたガイドライン、客観的な統一した基準で公益認定を行っていくことか と思う。一方で各都道府県、それぞれの団体ごとに非常に多様な活動をしていると思うので、それぞれの個 別の活動事情に応じて審議会のほうで適切な認定が行われると考えている。

【新井】質問には的確に答えていただきたい。時間がないのだから。逆に聞くが、一般法人の場合には情報公開で担保されるとの答弁だが、私は反社会的なことがないかどうかと質問したが、情報公開の義務付けはされているのかどうかという点をお聞きしたい。もう一点は、全国統一的なものはガイドラインが示されるということだが、都道府県ごとに審議会をつくるとなったとき、都道府県の特質を京都府としてはどう考えているのか。その点を聞きたい。

【政策法務課長】第一点目の暴力団関係者等の問題だが、欠格事由として暴力団員等がその事業活動等を支配する場合とか、そういったものをすべて欠格事由になっている。関係行政庁と意見を求めるという手続きがあるので、その点については知事のほうから警察本部長に意見を確認しながら審査の中で点検していけると考えている。情報公開についても、それぞれ帳簿とか財務会計処理については、事務所、主たる事務所等に備えおかれるので、こういった部分で担保されると考えている。

【新井】京都府の分は。

【政策法務課長】京都府の特色については、それぞれ知事が公益認定について最終的な権限を持っており、 ガイドラインで示されるのは法で示されている認定基準の大まかな枠組みだけであり、それぞれが地域に応 じた判断ができると考えている。

【新井】欠格条項に適用するかどうかという問題については、法務局に登記だけすればいいのだから京都府としてチェックする機関があるのかどうか。もう一つ、帳簿等を備え付けなければならないとなったが、監督する行政担当が京都府になったら、これから膨大に増える、こういう一般のところに手だてが打てるのかを心配している。もう一点は、京都府の特色といったとき、どういうものを公益法人として認定していくのか。基本的な方向を検討いただきたい。客観性と公平性をともなうと同時に特色のあるものにしていくといったとき、どういうものを考えるのか今後求められると思う。この点をお願いしたい。

税の共同化問題について

【新井】税の共同化問題について数点聞く。一つは、「税」という雑誌の11月号で占部推進委員会の委員長が書かれているが、税務の共同化は現行地方税制を超えるものだ。法整備が後からついてくるものだと書かれているが、現行地方税制のどこを越えるものとして検討されているのか。二つ目の問題は、税については応能負担が原則であり、それを基礎にしながら地方自治体は取り組んでいるわけだが、特にこの点で言うと地方自治体の場合、住民に対して他の行政との総合性が機能している。例えば税金は滞納している、国保税も滞納している、保育料も滞納している、このときに税だけ取るとしたときに、保育料や国保税を納められないということで保育を受けられない、医療も受けられない、こういうことを起こしてはならないから、場合によっては生活保護の手続きも含めて対処していくということが市町村の窓口では行われている。これが別に切り離して、課税・徴税の関係を別にしたときに、これらの問題はどうなるのか。三つ目の問題は、個人住民税等について、資料を見ると住民基本台帳の情報が必要というメモがあるが、住民基本台帳の情報を広域連合が使うことについて問題がないのかどうか。四点目は、税務の共同化に必要な電算システムの開発がされてきたが、一時審議会の中で12億という金額が出たときがあったと思うが、電算システムの開発費や今後ランニングコストが必要といわれているがそれらの金額を聞きたい。

【総務部長】一点目だが、当然のことだが今の憲法、地方税法の範囲内でなければ事務はできないので、議会でも委員会でも報告しているように、市町村の課税自主権を守っていくとはっきり申し上げている。二点目の総合性については、広域連合になっても当然納税者に対して親切な税務行政は当然であり、そのあたりの配慮、調整はしていく。三点目の情報関係、これについては情報の制度上の制約も踏まえながら、また情報が漏れないようにしながらきちんと対応していくということで、広域連合をつくって、あるいはつくる前から市町村と十分協議をしながら進めていきたい。

【総務部理事】税務共同化推進委員会の座長のこれは私論として展開されているのだが、これは効率化という点で不自由な点があろうということで、まとめ提言は、あくまで現行法の範囲内枠内で税務共同化を進めるとなっている。総合行政については、部長が答えたとおりであり、国保等については選択性で共同化できるようにしている。これについては、市町村サイドがきちんと住民対応ができるように、これを基本に様々な設計等をするようにしている。個人住民税の住基の情報については、まさしく住基の情報の件があるので市町村のほうで納税義務者の特定、住基等の突合をやっていただく。そういう面では座長の試論のなかは、そういうことが効率化の観点ではいろいろ検討課題になってくるという指摘である。電算システムの件だが荒っぽく言って、共同徴収、課税の中で法人個人住民税、固定資産、ワンシステム3億かかるとするならば4つすべてやると12億ということ。実際には共同徴収システムは約2億でできる格好になっている。あと法人についても、20年当初予算でお願いしているとおり2億弱でできる。共同システムの構築費は当初言っていたよりは下回る。ランニングコストの件もシステムそのものの設計がきちんとできないとはじき出されないが、当初、構築費の約半分ぐらいかかると思っていたが、共同徴収システムだが府と市の分すべて合わせて3000万程度でできるのではないか。当初見ていたよりは低めのかたちでいけるようになっている。

【新井】審議会では全体のシステム開発に12億とか言われているので、全体のランニングコストを含めて資料をぜひお願いしたい。時間がないので。

今何点か質問したが、市町村からいえば税の課税権や自治体が持つ固有の権利、これが侵害されることがあってはならないとか、財政負担が厳しくなってはならないとか、総合性が壊されてはならないとか意見がいっぱい出ている。それらについては十分配慮して慎重な対応を求めておきたい。

【総務部理事】資料要求については12億の件は先ほど答弁させていただいたとおり。20年度の当初予算で審議いただく共同徴収システム部分、法人部分は申し上げたとおり、それ以上出させていただく資料はない。

【他会派の行った質疑のテーマ】

■近藤永太郎(自民党、京都市西京区)

公立大学法人について

■熊谷哲(民主党、京都市右京区)

削減・廃止事業、府外私学生への奨学資金給付の廃止について 公債プログラムの今後の見通しは 京都府のファンドの運用利率について 地域力再生プロジェクト、交付金の状況について

■林正樹(公明党、京都市山科区)

地域力再生プロジェクト、中間支援組織・アドバイザーについて 防災リーダー人づくり事業について

■巽昭(自民党、京丹後市)

地震防災、他府県の被災への府の支援の成果について。 福利厚生センターの災害対策本部としての整備、サブセンターについて

■秋田公司(自民党、京都市南区)

税と予算について 法人2税の消費税減収の状況 行政の基本的予算の組み方について

■田中健志(民主党、京都市中京区)

私学振興補助金、私立幼稚園経営改善補助金について 防災費の戦略的地震防災対策指針策定費について

■島田正則(自民党、木津川市・相楽郡)

地域防災・消防団・消防応援団について

■中小路健吾(民主党、長岡京市・大山崎町)

大学総合交流研究施設の内容と検討方法について

■佐々木幹夫(創生、綾部市)

私学振興について 住基ネットの活用について

■前波健史(自民党、京都市伏見区)

市長選挙の投票率について

■小巻實司(自民党、京都下京区)

西七条職訓校跡地利用について 省エネについて 大文字前の鴨川の電飾について

■中島則明(民主党、舞鶴市)

地域力再生プロジェクト、交付金について 市町村防災計画について 消防団について

■荒巻隆三(自民党、京都市東山区)

未指定文化財の保存について